

『図解・表解 確定申告書の記載チェックポイント』の追録

本書刊行時には、未定だった平成 21 年分以降の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」が公表されましたので、それに基づく申告書の記載手順を掲載いたします。該当頁は 171－172 頁となります。

申告書等の記載手順 (株式等に係る課税譲渡所得金額の税額計算)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

注 特定口座年間取引報告書を添付すれば、この計算明細書の作成は省略できます。

【平成 年分】

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住所(前住所) (フリガナ) 氏名
電話番号 (連絡先) 職業 間与税理士名

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所に記載してください。

1 所得金額の計算

| | 未公開分 | 上場分 |
|-----------------------------|---------|---------------|
| 収入金額 | | |
| 譲渡による収入金額 ① | | |
| その他の収入 ② | | |
| 小計(①+②) ③ | 申告書第三表へ | 申告書第三表へ |
| 取得費(取得価額) ④ | | |
| 譲渡のための委託手数料 ⑤ | | |
| ⑥ | | |
| 小計(④から⑥までの計) ⑦ | | |
| 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) ⑧ | | |
| 差引金額(③-⑦-⑧) ⑨ | | |
| 特定投資株式の取得に要した金額の増減(※2) ⑩ | | |
| 所得金額(⑨-⑩) ⑪ | 申告書第三表へ | 黒字の場合は申告書第三表へ |
| 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫ | 申告書第三表へ | 申告書第三表へ |
| 繰越控除後の所得金額(※4) ⑬ | 申告書第三表へ | 申告書第三表へ |

⑪ 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。
 ※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する「特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
 ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新制)中心会社が発行した株式の取得に要した金額の増減の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を控除として控除します。
 ※3 ⑫欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。
 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除計算及び繰越控除)の2の⑬、⑭及び⑮欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑫欄の金額を控除として控除します。
 ※4 ⑬欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が⑩欄の金額から控除されない場合には、税務署におたずねください。

手順1 計算明細書の記載
譲渡した株式を「上場分」と「非公開分」に区分して収入金額、必要経費等の各欄に記載します。

手順2 計算明細書の記載
「未公開分」の⑪欄の金額を申告書第三表の⑤⑨欄に転記し、「上場分」の⑪欄の金額が黒字の場合はその金額を申告書第三表の⑥⑩欄に転記し、赤字の場合は付表の⑤欄の金額を転記します。

手順3 計算明細書の記載
・「本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額」のある方は、付表の①欄、②欄、③欄の金額の合計額を⑫欄に記載し、その金額を申告書第三表の⑫欄に転記します。
・「繰越控除後の所得金額」のある方は、⑬欄を申告書第三表の⑫欄に転記します。

確定申告書 第三表

申告書(分離課税用) FA0032

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

| 所得の種類 | 所得金額 | 所得税額 |
|--------------|------|------|
| ① 株式等の譲渡所得 | | |
| ② 株式等の譲渡所得 | | |
| ③ 株式等の譲渡所得 | | |
| ④ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑤ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑥ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑦ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑧ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑨ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑩ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑪ 株式等の譲渡所得 | | |
| ⑫ 繰越控除後の所得金額 | | |

付表の手順1 付表の手順2 付表の手順3 付表の手順4 付表の手順5

手順5 申告書第三表の記入
・⑬欄(⑤⑨対応分)の金額を株式の区分(「非公開分」「上場分」)ごとに税率を乗じて税額を計算し⑦欄に記載します。
・⑪欄の金額(⑦欄～⑩欄の合計額)を申告書第一表の②⑦欄へ転記します。

手順4 申告書第三表の記入
⑨欄の金額(総合課税の合計額)から⑤欄の金額(所得から差し引かれる金額)を控除し、控除しきれないときは、その金額を計算明細書の⑬欄の金額(繰越控除後の所得金額)から(「非公開分」、「上場分」の順に)控除し⑬欄に転記します。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越用（付表）

2 面（確定申告書付表）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

| 譲渡損失の生じた年分（※1） | 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2） | 本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3） | 本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額 |
|--|-------------------------------|--|----------------------------------|
| 本年の3年前分（平成__年分） | ④（前年分の付表の③の金額） 円 | ⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書）の①の金額 円 ⑥（控除対象所得金額）を差し引く額分 | ⑦（④-⑤-⑥） 円 |
| 本年の2年前分（平成__年分） | ④（前年分の付表の③の金額） | ⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書）の①の金額 円 ⑥（控除対象所得金額）を差し引く額分 | |
| 本年の前年分（平成__年分） | ④（前年分の付表の③の金額） | ⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書）の①の金額 円 ⑥（控除対象所得金額）を差し引く額分 | |
| 本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（④+⑤+⑥） | | ⑨ | ⑧（④-⑤-⑥） |
| 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑧+⑨+⑩） | | ⑩ | 申告書第三表へ |

付表の記載手順5

- ⑨欄（分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等の譲渡損失の金額）に⑤欄、⑥欄、①欄の合計額を記載し、その金額を申告書第三表の⑧④欄に転記します。
- ⑥欄の金額から⑨欄の金額を控除した金額を⑩欄（本年分の分離課税配当所得金額）に記載し、その金額を申告書第三表の⑧⑥欄に転記します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

| | |
|---|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※） | ⑪ |
|---|---|

※ ⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑧欄の金額が⑨欄の金額から控除されない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

付表の記載手順1

- 計算明細書の⑪欄の「未公開分」と「上場分」の合計額を①欄に転記し、「上場分」の⑪欄の金額を②欄に転記します。
- ①欄の金額と②欄の金額のうち少ない方の金額を③欄に転記します。

付表の記載手順2

- ③欄の金額（上場株式等に係る譲渡損失の金額）が④欄の金額（分離課税配当所得金額）よりも多い場合に⑤欄にその金額を記載し、申告書第三表の⑥⑩欄に△をつけて転記します。
- ④欄の金額（分離課税配当所得金額）が③欄の金額（上場株式等に係る譲渡損失の金額）よりも多い場合に⑥欄にその金額を記載し、申告書第三表の⑥⑪欄に転記します。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

| | | |
|---|---|---|
| 株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額） | ① | 円 |
| 上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑪の金額） | ② | 円 |
| 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額） | ③ | 円 |

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

| 項目・所得の生ずる場所 | 配当等の収入金額（税込） | 負債の利子 |
|---------------------------|--------------|-------|
| | 円 | 円 |
| | | |
| | | |
| 合計額 | ④ 申告書第三表へ | ⑤ |
| 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（④-⑤） | | ④ |

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

| | | |
|--|---|---|
| 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-②） （②の金額 ≤ ③の金額の場合には③の金額を転記してください。） （②の記載がない場合には、③の金額を転記してください。） | ⑤ | 円 |
| 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④-③） （③の金額 ≤ ④の金額の場合には④の金額を転記してください。） （①の記載がない場合には、④の金額を転記してください。） | ⑥ | 円 |

付表の提出が必要な場合

この付表は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例や分離課税を選択した配当所得の金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する特例を選択する場合に使用します。

付表の記載手順3

- ①～③欄に前年分の付表の④～⑥欄の金額を転記します。
- 計算明細書の⑪欄の金額（繰越控除前の所得金額）が黒字の場合は、繰り越された譲渡損失の金額を古い順に控除します。
- 付表の⑥欄の金額がある場合は、繰り越された譲渡損失の金額を古い順に控除します。

付表の記載手順4

⑩欄（翌年に繰り越される上場株式等の譲渡損失の金額）に⑥欄、⑦欄、⑧欄の合計額を記載し、申告書第三表の⑧③欄に転記します。

所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

フリガナ
氏名

第12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規
上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式
分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するた
株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額
とするため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、
の金額の計算明細書」の作成をしてください。

る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算
（赤字の金額は、△を付けてください。2面の2も同じです。）
の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がな
ません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がな
ません。

この付表は、申告書と一緒に提出してください。